C　貨物コンテナー及びパレット

5.15　標準規定

公的機関は、その規則に従い、関税並びに他の租税及び課徴金を課することなく貨物コンテナー、パレット並びに貨物コンテナーに取り付けられ、又は別途輸送される貨物コンテナーの装備品及び附属品の一時輸入を許可し、並びに海上交通におけるそれらの使用を促進する。

5.16　勧告規定

公的機関は、標準規定5.15に規定する規則において、一時輸入される貨物コンテナー、パレット並びに貨物コンテナーの装備品及び附属品が関係国が定める期間内に再輸出されるための簡素な申告を受理することを定めるべきである。当該申告は、口頭による申告又は当該公的機関が認める他の行為の形式をとることができる。

5.17　標準規定

公的機関は、標準規定5.15に基づいて一の国の領域に入る貨物コンテナー、パレット並びに貨物コンテナーの装備品及び附属品が、簡易化された管理手続に基づき、及び最小限の書類により、輸入貨物の通関又は輸出貨物の積込みのため、到着港の区域を離れることを許可する。

5.18　標準規定

締約国政府は、標準規定5.15に基づいて既に一時輸入が認められた貨物コンテナーの修理のためにその部分品が必要とされる場合には、関税並びに他の租税及び課徴金を課することなく、当該部分品の一時輸入を許可する。

D　予定された目的港で積み卸されない貨物

5.19　標準規定

公的機関は、貨物申告書に記載された貨物が予定された目的港で積み卸されない場合において、当該貨物が実際には船舶に積み込まれなかったこと又は積み込まれたが他の港で積み卸されたことを確認したときは、貨物申告書の修正を許可する。公的機関は、そのような場合には、制裁を課してはならない。

5.20　標準規定

公的機関は、貨物が過失又は他の正当な理由により予定された目的港以外の港に積み卸される場合には、当該貨物のその予定された目的港への積卸し又は移動を簡易化する。この規定は、禁止され、又は制限された貨物については、適用しない。

E　船舶所有者の責任の限度

5.21　標準規定

公的機関は、船舶所有者に対し、運送書類又はその写しに当該公的機関が使用するための特別な情報を付することを要求してはならない。ただし、船舶所有者が、輸入者若しくは輸出者である場合又はこれらの者を代理している場合は、この限りでない。

5.22　標準規定

公的機関は、貨物の通関に関連して輸入者又は輸出者に対して要求する書類の提出又は当該書類の正確性について船舶所有者に責任を負わせてはならない。ただし、船舶所有者が、輸入者若しくは輸出者である場合又はこれらの者を代理している場合は、この限りでない。

5.23　標準規定

船舶所有者は、物品の搬入又は搬出に関する情報であって、当該情報に係るデータの提出の時に自己が知り、及び船荷証券を証明する運送書類に記載されているものを提供する義務を負う。船舶所有者は、このように、情報に係るデータの提出に当たり、顧客たる荷送人から提供されたデータに立脚することができる。ただし、当該船舶所有者が、当該提供されたデータが正確でないと信ずるに足りる理由がある場合は、この限りでない。

5.24　勧告規定

海上貨物の他国の領域への運送を開始し、及び当該運送のために他の者（例えば、混載業者、貨物利用運送業者、船舶所有者）と契約上の合意を行う者は、公的機関が定める規則に従い、運送する貨物に関する完全かつ正確な情報を当該他の者に提供しなければならないものとし、公的機関は、当該規則を施行すべきである。

第六節　公衆衛生及び検疫（動物及び植物に関する衛生上の措置を含む。）

6.1　標準規定

国際保健規則の当事国でない国の公的機関は、当該規則の関連規定を国際海運に適用するよう努力する。

6.2　勧告規定

衛生上の条件並びに地理的、社会的及び経済的な条件により特定の共通の利害関係を有する締約国政府は、国際保健規則第八十五条の規定に基づく特別な取決めが国際保健規則の適用を促進する場合には、そのような取決めを締結すべきである。

6.3　勧告規定

特定の動物若しくは植物又はこれらを原料とする産品の輸送に関して検疫証明書又は類似の書類を要求する場合には、これらの証明書及び書類を簡素なものとし、かつ、広く公表すべきであり、また、締約国政府は、これらの証明書及び書類についての要求を標準化するために協力すべきである。

6.4　勧告規定

公的機関は、船舶の到着が予定される港の衛生当局が当該船舶の到着の前に当該船舶から受領した情報に基づき当該船舶の到着が検疫の対象となる疾病の侵入又はまん延を引き起こさないと認める場合には、当該船舶に対して電子的手段により検疫入港許可を与えることを認めるべきである。衛生当局は、実行可能な限り、船舶の入港に先立ち、当該船舶に乗り込むことを認められるべきである。

6.4.1　標準規定

公的機関は、船舶の到着の際の衛生上の手続に必要な特別の医療要員及び装備の提供を促進するため、船舶内の疾病を当該船舶の目的港の衛生当局に対して電子的手段により速やかに報告することが遵守されるよう船舶所有者の協力を求める。

6.5　標準規定

公的機関は、全ての旅行代理店その他の関係者が旅客に対して、関係国の公的機関が要求する予防接種の一覧表及び国際保健規則に合致する予防接種証明書の様式を旅客の出発前に十分な余裕をもって提供することを可能とするための措置をとる。公的機関は、広範な受入れを確保するため、予防接種を行う医師が国際予防接種証明書又は国際再予防接種証明書を使用するよう全ての可能な措置をとる。